

R6年度 留守家庭児童会のしおり

留守家庭児童会とは

保護者の仕事・病気などの理由によって昼間家庭で保護・指導できない児童のために、適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的としています。

1 対象児童

◇保護者の仕事等の理由によって保護されない小学校児童(1年生から6年生)

※各児童会は定員があり、定員を超えた場合は、低学年児童及び障がいのある児童を優先し、高学年児童から退会または入会できないことがありますのでご了承ください。

2 利用時間

利用区分	利用時間
平日	授業終了後～午後6時まで
土曜日、長期休暇、臨時休校、振替による休校日など	午前8時～午後6時まで

※上記利用時間のうち、保護者が就労等で放課後、家庭にいない時間帯の利用となります。
(保護者の仕事が休みの日や、お子さんの帰宅時間より早く仕事が終わる場合は利用できません)

3 留守家庭児童会がお休みの日

日曜日、祝日、年末年始(12月31日～翌年1月5日)



4 学童保育実施費負担金

◇留守家庭児童会に入会した場合、下記の区分に応じた負担金が発生します。
入会決定後、口座振替依頼書を提出いただきます。

区分	該当世帯	月額
要保護世帯	生活保護世帯	0円
準要保護世帯	要保護世帯に準ずるものと教育委員会が認定した世帯	900円
一般世帯	上記以外の世帯(1人目)	1,800円
	“(2人目以降)”	900円

※学童保育料に滞納がある方は、入会できません。

※保護者の都合等により、留守家庭児童会を長期間休む場合も負担金は発生しますので、ご留意ください。

5 注意事項

入退会について

- ①子どもに対する学校との協力体制を円滑にするため、留守家庭に入退会したことは保護者から担任の先生に連絡してください。
- ②自己都合により年度途中で退会し、同年度に再入会を申し込んだ場合、定員の都合上入会できない事がありますので、ご注意ください。
- ③当初の申請内容に変更が生じた場合(世帯の状況・保護者の就労状況等・負担金に使用する口座等)に変更があった場合は、速やかに該当する書類を提出してください。

欠席・一時的なお迎えの時間変更等の連絡について

- ①欠席する場合や急遽お迎えの時間、お迎えに来る人が変更となる場合等は、必ず保護者の方が留守家庭児童会に連絡してください。
「さくら連絡網」というアプリでの連絡もできますので、ご利用ください。(当日の14時までにご連絡ください)

感染症に係る利用の取り扱いについて

- ①インフルエンザなどの感染症の拡大を防ぐため、出席停止児童は利用ができません。学校・学年・学級閉鎖になったクラスの児童も感染の有無に関わらず利用できません。(発病していても利用できません)
- ②ご家族が感染症にかかった場合も感染拡大を防ぐため利用できません。また、胃腸炎等の感染性、非感染性のあるものについては、判断が難しいことから家庭での保育をお願いします。

悪天候の場合について

- ①留萌市内の交通機関がマヒすることが予想される場合、児童会の利用を制限することがあります。
- ②暴風雪等により集団下校時となった場合、児童センターから帰宅の際には必ず保護者の方のお迎えをお願いします。

休校日について

- ①休校日の場合は、1時間程度の学習時間がありますので、必ず子どもに適した課題と筆記用具を持たせてください。
- ②休校日の場合は、お弁当(昼食)・おしぼりを持たせてください。
(お弁当は極力手作りのものをお願いします)



その他

- ①留守家庭児童会では、宿題を行う習慣を付ける支援はしますが、学習指導は行いませんので、あらかじめご了承ください。
- ③留守家庭児童会では、貴重品を預かることができません。(ゲーム機・カードゲーム、現金など)万が一、留守家庭児童会の中で紛失などにあった場合は、一切責任を負うことができませんのでご注意ください。

6 入会申請

例年2月中に行います。以降は随時受付していますが、定員等により入会できない場合があります。

①申請期間 令和6年2月1日(木)～15日(木)

②必要書類

下記の表のとおりです。

※各児童センター、教育委員会子育て支援課にて配布しております。

③申請場所 右記、**7 実施場所・名称**と同様

	備 考
留守家庭児童会入会申請書	必須 ・裏面の調査票にも記入が必要です。 ・緊急連絡先は連絡手段として効力が高いものをご記入ください。 ・学年の記載欄については <u>令和6年4月の学年</u> をご記入ください。
児童を保護・指導をできないことを証明する書類(例:雇用証明書、自営業証明書など)	必須 ・保育園(沖見、みどり)・小規模保育(すまい留)の入園申請で提出済の世帯については不要です。
同意書 (税情報等の調査用)	必須 ・留守家庭児童会の認定や学童保育実施費負担金を滞納された場合、税情報を確認する場合がありますので、ご記入ください。
留守家庭児童会運営負担金減免申請書(必要に応じて)	・同一世帯で2人以上の児童が入会する世帯 要保護・準要保護世帯は必要に応じて提出してください。
申立書 (必要に応じて)	・保護者が仕事以外の理由(病気等)で児童を保育できない場合。 例)父が仕事で母が長期入院の場合、申立書に加えて母の診断書か医療費を支払った領収証の写しが必要の場合があります。

7 実施場所・名称

校 区	名 称	実施施設名	定 員	電 話 番 号 (申込・問い合わせ先)
留 萌 小学校	留萌小学校区(寿) 留守家庭児童会	寿児童 センター	40名	43-1193
	留萌小学校区(沖見) 留守家庭児童会	沖見児童 センター	30名	42-0072
東 光 小学校	東光小学校区 留守家庭児童会	住之江児童 センター及び 東光小学校内	80名	080-1879-2220 090-5077-4571
緑 丘 小学校	緑丘小学校区 留守家庭児童会	千鳥児童 センター	30名	42-2226
潮 静 小学校	潮静小学校区 留守家庭児童会	潮静児童 センター	30名	42-1303
港 北 小学校	港北小学校区 留守家庭児童会	港北小学校内	30名	090-7514-1203

※東光小学校区留守家庭児童会の申し込みにつきましては、住之江児童センターへお申し込みください。

**退会時は、速やかに「留守家庭児童会退会届」を
各留守家庭児童会または子育て支援課に必ず提出してください**

問い合わせ先

留萌市教育委員会 子育て支援課
電 話 : 42-1808

各留守家庭児童会に関する問い合わせ先
電 話 : 上記一覧表のとおり